

日程第 5. 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 5. 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

提案理由としまして、国の人事院勧告、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律及び県内市町村の状況を踏まえ、改正する必要があるので提案いたします。その内容については、担当から説明をさせていただきます。

○議長 宮城清政君 総務部長。

○総務部長 新垣吉紀君 議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の概要を説明いたします。内容等々につきましては、先ほどの議案第 2 号 特別職の職員関係の条例と全く同じでございます。年間総額で期末手当 0.05 月の引上げ。平成 27 年度分については、12 月期だけでの支給。それで平成 27 年 12 月 1 日の適用。これも 2 条立てで、今の 12 月 1 日適用は 1 条の部分。それから、平成 28 年度からは 6 月期、12 月期、それぞれ 0.025 月の引上げ。それにつきましては、平成 28 年 4 月 1 日の施行という条例改正でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから、質疑に入ります。質疑はありますか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 3 号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 異議なしと認めます。よって議案第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第 3 号について討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長 宮城清政君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第 3 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 宮城清政君 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。